平成２３年（フ）第３５号
宮城県伊具郡丸森町字銀杏21番地１
債務者　宍戸　　望（旧姓小檜山）
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１４３号
秋田市外旭川八幡田２丁目12番13号
債務者　田宮　勝雄
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４４号
秋田市外旭川八幡田２丁目12番13号
債務者　田宮千鶴子
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５０号
秋田市楢山本町７番３号　コーポラスソフィア205
債務者　渡辺利恵子
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５７号
秋田県潟上市天王字棒沼台289番地４　グリーンハイツ天王Ｄ―10
債務者　高橋　知子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５８号
秋田市横森１丁目17番13号
債務者　髙橋　　静
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８号
秋田県由利本荘市東梵天299番地３　加藤コーポ103、旧住所秋田県由利本荘市二番堰253番地
債務者　齋藤　和也
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第９号
秋田県由利本荘市東梵天299番地３　加藤コーポ103、旧住所秋田県由利本荘市二番堰253番地
債務者　齋藤　智子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１７号
秋田県由利本荘市二番堰105番地１　ハウスメイト105
債務者　豊島トキ子
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第６５号
茨城県猿島郡境町1155番地101
債務者　大野　正子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６６号
茨城県猿島郡境町1155番地101
債務者　大野　裕史
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０８号
茨城県古河市東牛谷1162番地10　館野コーポ101号
債務者　大木　幸子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１１号
茨城県常総市新石下3968―２　吉田方、住民票上の住所茨城県常総市新石下329番地
債務者　相川　きみ
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１８０号
千葉市稲毛区園生町1312番地１　ルネサンスアリーナ稲毛805号
債務者　本間　幸夫
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３４５号
千葉市花見川区花見川４番16棟214号
債務者　柴倉　友和
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３４９号
千葉県市川市行徳駅前４丁目15番13号　サンレントハウスＣ―102号
債務者　石川　麗奈
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５２号
千葉県習志野市大久保３丁目７番２―203号
債務者　西村　裕美
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係